

食肉中の破損注射針・医薬品の残留防止のため と畜場出荷時の確認を徹底してください！！

先月、道内において、と畜後の牛肉中で注射針の残留事例が1件発生しました。当該ロットの乳廃用牛3頭について、注射針残留疑いの申告はありませんでした。また、2頭には直近3か月以内に投薬歴があったにも関わらず、と畜検査申請書における申告はありませんでした。

安全・安心な畜産物の生産・流通のために、畜産現場において以下の注意点を遵守してください。



と畜場出荷時の注意点

- ・注射針の残った家畜を出荷する時には、出荷先に**注射針が残っていることを必ず伝えてください。**
- ・医薬品投薬歴を確認し、**使用禁止期間・休薬期間内ではないことを必ず確認してください。**また、ワクチン等の生物学的製剤については、**接種後21日以上経過していることを確認**してください。
- ・と畜検査申請書には、**病歴と投薬歴について、牛は直近3か月間、牛以外は直近2か月間を重点的に記載**してください。
また、病歴等がない場合はその旨を記載してください。

北海道空知家畜保健衛生所【電話：0126-22-4212】

【FAX：0126-23-9676】

閉庁日（土・日・祝日）、時間外の緊急連絡先

空知総合振興局（代表） 電話 0126-20-0200